

令和 8 年度 枝幸町水質検査計画

目	次
1.	水質検査の基本方針
2.	枝幸町水道事業の概要
3.	原水及び浄水の水質状況
4.	水質検査地点
5.	水質検査項目と水質検査頻度
6.	水質検査方法
7.	臨時の水質検査
8.	水質検査結果の公表
9.	関係者との連携

1. 水質検査の基本方針

枝幸町は、水道法第4条の規定による水質基準を満たす安全で良質な水道水を供給するため、下記の基本方針に基づき、計画的に水質検査を実施します。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口）で行います。

原水については、各浄水場の流入水で検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられた水質基準項目、及び枝幸町が独自に行なう項目とします。

(3) 検査頻度

水道法及び枝幸町の過去の検査結果等に基づいて、浄水場系統ごとの項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。また、枝幸町が独自に行う項目については、自ら検査頻度を決定します。

2. 枝幸町水道事業の概要

表1 給水状況

区 分	内 容
事業体の名称	枝幸町水道事業 及び 枝幸町簡易水道事業
計画給水人口	10,907人
計画一日最大給水量	10,973立方メートル/日
一日当たり平均給水量	令和6年度実績 3,401 立方メートル

表2 枝幸地区浄水場施設概要

浄水場名称	枝幸浄水場 (水道事業)		枝幸南部浄水場 (簡易水道)
	通水年度	昭和25年	
水源	北見幌別川水系 北見幌別川支流 ケモマナイ川	(第2水源) Iサウヰナ川水系 Iサウヰナ川	フーレップ川水系 フーレップ川
水利権 (立方メートル/日)	6,378 立方メートル		1,291 立方メートル
給水能力 (立方メートル/日)	5,740 立方メートル		2,059 立方メートル
主な給水区域	市街地、下幌別、岡島、 徳志別、問牧、目梨泊		山臼、乙忠部、風烈布、 音標、上音標
浄水方法	薬品沈殿 急速ろ過 塩素滅菌		薬品沈殿 急速ろ過 塩素滅菌
使用薬品	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム 粉末活性炭		ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム

表3 歌登地区浄水場施設概要

浄水場名称	歌登浄水場	志美宇丹浄水場	本幌別浄水場
	(簡易水道)	(簡易水道)	(簡易水道)
通水年度	昭和57年	昭和61年	平成元年
水源	北見幌別川水系 北見幌別川支流 パンケナイ川	徳志別川水系 オソカマナイ川支流 ツネオマナイ川	北見幌別川水系 北見幌別川支流 上流川
水利権 (立方メートル/日)	2,255 立方メートル	702 立方メートル	433 立方メートル
給水能力 (立方メートル/日)	2,050 立方メートル	730 立方メートル	394 立方メートル
主な給水区域	歌登東町、歌登南町、 歌登西町、歌登桧垣 町、歌登パンケナイ 歌登西歌登の全域と 歌登東歌登、歌登中 央のそれぞれの一部	歌登志美宇丹、歌登 大奮、歌登豊沃、歌 登上徳志別、歌登辺 毛内の全域と歌登東 歌登の一部	歌登毛登別、歌登本 幌別の全域と歌登中 央の一部
浄水方法	薬品沈殿 急速ろ過 塩素滅菌	薬品沈殿 急速ろ過 塩素滅菌	緩速ろ過 塩素滅菌
使用薬品	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム 粉末活性炭	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

3. 原水及び浄水の水質状況

(1) 北見幌別川水系 北見幌別川支流 ケモマナイ川及びエサシウエンナイ川水系 エサシウエンナイ川

枝幸浄水場はポロヌプリ山を源とする豊かな森林地域に囲まれたケモマナイ川及びウエンナイ川を水源としています。これらの河川水を取水し適切に浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

水源の上流部には、工場・農地（農家）・民家等が一切無く、水源が人為的に汚染されることは殆どありませんが、夏期になると藻類等の繁殖により取水口（ウェッジスクリーン）の目詰まり等の障害が起こる可能性があるため、取水量の低下防止のために水源の監視を定期的に行っています。また、豪雨等により急激な高濁度・高色度となる場合があり、融雪時には低濁度・高色度となることが多く、天候や気象の変化に合わせて浄水処理（薬品注入量等）には細心の注意をはらうこととしております。

(2) フーレップ川水系 フーレップ川

枝幸南部浄水場は黒岩山やシアッシリ山を源とする豊かな原生林に囲まれたフーレップ川の本流を水源としています。これらの河川水を取水し適切に浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

水源の上流部には、工場・農地（農家）・民家等が一切無く、水源が人為的に汚染されることは殆どなく、取水付近は一年を通して水量も豊富なこともあり、夏期の藻類等の繁殖もほとんどありませんが、取水量の低下防止のために水源の点検監視を定期的に行っています。また、豪雨等により急激な高濁度・高色度となる場合があり、融雪時には低濁度・高色度となることが多く、天候や気象の変化に合わせて浄水処理（薬品注入量等）には細心の注意をはらうこととしております。

(3) 北見幌別川水系 北見幌別川支流 パンケナイ川

歌登浄水場はポロヌプリ山を源とする豊かな森林地域に囲まれたパンケナイ川を水源としています。これらの河川水を取水し適切に浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

水源の周辺には、農地（農家）・民家はありますが、奥地には、砕石場がありますが、濁度処理をしているので水源が汚染されることはありません。

夏期になると藻類等の繁殖によりウェッジスクリーンの目詰まり等の障害が起こる可能性があるため、水源の監視が必要である。また、豪雨等により急激な高濁度・高色度となる場合があり、融雪時には低濁度・高色度となること多く、天候や気象の変化に合わせて浄水処理（薬品注入量等）には細心の注意をはらうこととしております。

(4) 徳志別川水系 オフタルマナイ川支流 ツネオマナイ川

志美宇丹浄水場は熊野岳や坊主山を源とする豊かな原生林に囲まれたオフタルマナイ川支流ツネオマナイ川を水源としています。これらの河川水を取水し適切に浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

水源の上流部には、工場・農地（農家）・民家等が一切無く、水源が人為的に汚染されることは殆どなく、取水付近は一年を通して水量も豊富なこともあり、夏期の藻類等の繁殖もほとんどありませんが、取水量の低下防止のために水源の点検監視を定期的に行っています。また、豪雨等により急激な高濁度・高色度となる場合があり、

融雪時には低濁度・高色度となることが多く、天候や気象の変化に合わせて浄水処理（薬品注入量等）には細心の注意をはらうこととしております。

（５）北見幌別川水系 北見幌別川支流 上流川

本幌別浄水場は屋根棟山や坊主山を源とする豊かな原生林に囲まれた北見幌別川支流上流川を水源としています。これらの河川水を取水し適切に浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

水源の上流部には、工場・農地（農家）・民家等が一切無く、水源が人為的に汚染されることは殆どなく、取水付近は一年を通して水量も豊富なこともあり、夏期の藻類等の繁殖もほとんどありませんが、取水量の低下防止のために水源の点検監視を定期的に行っています。また、豪雨等により急激な高濁度・高色度となる場合があり、融雪時には低濁度・高色度となることが多く、天候や気象の変化に合わせて浄水処理には細心の注意をはらうこととしております。

（６）浄水

各浄水場給水区の水道水は、これまでの検査結果によると、水質基準を十分満足していることが確認されており、安全で良質な水であると評価できます。

４．水質検査地点

（１）給水栓（浄水）

各浄水場ごとに配水系統が分かれていますので、各浄水場系統（給水区）ごとに1箇所ずつの計5箇所で検査を行います。

- ① 枝幸給水区 枝幸町水道課事務室給水栓
- ② 枝幸南部給水区 山臼小学校給水栓
- ③ 歌登給水区 歌登支所給水栓
- ④ 志美宇丹給水区 消防団詰所給水栓
- ⑤ 本幌別給水区 本幌別地区防災倉庫給水栓

（２）浄水場（原水）

原水については、それぞれの浄水場の流入水を採水し、検査を行います。

- ① ケモマナイ原水 枝幸浄水場
- ② エサシウエンナイ原水（枝幸浄水第2水源） 取水口河川
- ③ フーレップ原水 枝幸南部浄水場
- ④ パンケナイ原水 歌登浄水場
- ⑤ ツネオマナイ原水 志美宇丹浄水場
- ⑥ 上流川原水 本幌別浄水場

各浄水場では、浄水処理が適正に行われていることを確認するため、水質自動計測器（常時監視式計測器）で原水（濁度等）、浄水（濁度・残留塩素等）の水質監視を行います。

5. 水質検査項目と水質検査頻度

(1) 水質検査の項目

浄水の水質検査項目は、すべての浄水場（5つの給水区）ごとにそれぞれ水質基準全項目（52項目）と、水質管理目標項目のうち16項目の検査を実施します。また、色及び濁り並びに消毒の残留効果についても毎日の検査として実施します。

原水の水質検査項目は、水質基準項目（52項目）から消毒副生成物等を除いた項目（40項目）と、クリプトスポリジウム原虫の検査を実施します。

(2) 水質検査の頻度

① 浄水の検査

給水栓における水質基準項目の検査は、従来、全国一律に義務づけられていましたが、地域性を考慮し、水道事業体の状況に応じて検査頻度を減じることができることになりました。

ア 年1回実施する水質検査

すべての浄水場系統（給水区）ごとに、それぞれ52項目（表4）と、水質管理目標項目のうち16項目（表5）の検査を実施します。

表4 水質基準52項目（全項目）

人の健康に関する項目		生活利用上・施設管理上障害のおそれのある項目	
1 一般細菌	17 シクロロメタン	33 亜鉛及びその化合物	49 味
2 大腸菌	18 トリクロロメタン	34 アルミニウム及びその化合物	50 臭気
3 カドミウム及びその化合物	19 トリクロロエチレン	35 鉄及びその化合物	51 色度
4 水銀及びその化合物	20 PFOS・PFOA	36 銅及びその化合物	52 濁度
5 セレン及びその化合物	21 ベンゼン	37 ナトリウム及びその化合物	
6 鉛及びその化合物	22 塩素酸	38 マンガン及びその化合物	
7 ヒ素及びその化合物	23 クロロ酢酸	39 塩化物イオン	
8 六価クロム化合物	24 クロロホルム	40 カルシウム、マグネシウム	
9 亜硝酸態窒素	25 シクロロ酢酸	41 蒸発残留物	
10 シアン化合物及び塩化シアン	26 ジブチルヒドロキノン	42 陰イオン界面活性剤	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	27 臭素酸	43 ジェオスミン	
12 フッ素及びその化合物	28 総トリハロメタン	44 2-メチルイソボルネオール	
13 ホウ素及びその化合物	29 トリクロロ酢酸	45 非陰イオン界面活性剤	
14 四塩化炭素	30 プロピルヒドロキノン	46 フェノール類	
15 1,4ジオキサン	31 プロモホルム	47 有機物	
16 1,2-ジクロロエタン	32 ホルムアルデヒド	48 PH値	

表5 水質管理目標30項目中16項目

1 アンチモン及びその化合物	8 トルエン	13 シクロロアセトニトリル	21 メチル-t-ブチルエーテル
2 ウラン及びその化合物	9 フタル酸ジエチルヘキシル	14 抱水クロラール	27 腐食性(ランゲリア指数)
3 ニッケル及びその化合物	10 亜塩素酸	19 遊離炭酸	28 従属栄養細菌
5 1,2ジクロロエタン	12 二酸化塩素	20 1,1,1トリクロロエチレン	29 1,1-ジクロロエチレン

イ 3ヶ月ごとに実施する水質検査

枝幸給水区については22項目(表6)、枝幸南部給水区、歌登給水区、志美宇丹給水区及び本幌別給水区については21項目(表7)の検査を実施します。

表6 水質基準52項目中22項目

1 一般細菌	24 クロロホルム	30 ブロモホルム	49 味
2 大腸菌	25 ジクロロ酢酸	31 プロモホルム	50 臭気
10 シアン化合物及び塩化シアン	26 ヌブロン	32 ホルムアルデヒド	51 色度
20 PFOS・PFOA	27 臭素酸	39 塩化物イオン	52 濁度
22 塩素酸	28 総トリハロメタン	47 有機物	
23 クロロ酢酸	29 トリクロロ酢酸	48 PH値	

表7 水質基準52項目中21項目

1 一般細菌	25 ジクロロ酢酸	31 プロモホルム	50 臭気
2 大腸菌	26 ヌブロン	32 ホルムアルデヒド	51 色度
10 シアン化合物及び塩化シアン	27 臭素酸	39 塩化物イオン	52 濁度
22 塩素酸	28 総トリハロメタン	47 有機物	
23 クロロ酢酸	29 トリクロロ酢酸	48 PH値	
24 クロロホルム	30 ブロモホルム	49 味	

ウ 毎月実施する水質検査

枝幸給水区については10項目(表8)、枝幸南部給水区については12項目(表9)、歌登給水区については11項目(表10)、志美宇丹給水区については9項目(表11)、本幌別給水区については14項目(表12)の検査を実施します。

表8 水質基準52項目中10項目

1 一般細菌	47 有機物	51 色度	
2 大腸菌	48 PH値	52 濁度	
22 塩素酸	49 味		
39 塩化物イオン	50 臭気		

表9 水質基準52項目中12項目

1 一般細菌	29 トリクロロ酢酸	49 味	
2 大腸菌	39 塩化物イオン	50 臭気	
22 塩素酸	47 有機物	51 色度	
25 ジクロロ酢酸	48 PH値	52 濁度	

表10 水質基準52項目中11項目

1 一般細菌	39 塩化物イオン	50 臭気	
2 大腸菌	47 有機物	51 色度	
22 塩素酸	48 PH値	52 濁度	
29 トリクロロ酢酸	49 味		

表11 水質基準52項目中9項目

1 一般細菌	48 PH値	52 濁度	
2 大腸菌	49 味		
39 塩化物イオン	50 臭気		
47 有機物	51 色度		

表12 水質基準52項目中14項目

1 一般細菌	25 シクロロ酢酸	47 有機物	51 色度
2 大腸菌	28 総トリハロメタン	48 PH値	52 濁度
22 塩素酸	29 トリクロロ酢酸	49 味	
24 クロロホルム	39 塩化物イオン	50 臭気	

(前記の各検査回数は、過去の検査結果から明らかに検出するおそれのない項目について、法令に従い検査頻度を減じております。)

② 原水の検査

原水の水質検査は、適切な水質管理を行う上で重要ですので、法令に従い年1回の全項目検査(表13)を濁水を伴った場合に水質が悪化すると想定されることから、7月に検査を実施します。また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム検出検査(表14)、クリプトスポリジウム等指標菌検査(表15)についても法令に従い年1回の検査を実施します。

表13 水質基準52項目中40項目(原水全項目)

1 一般細菌	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	21 ベンゼン	42 陰イオン界面活性剤
2 大腸菌	12 フッ素及びその化合物	33 亜鉛及びその化合物	43 ジェオスミン
3 カドミウム及びその化合物	13 ホウ素及びその化合物	34 アルミニウム及びその化合物	44 2-メチルイソボルネオール
4 水銀及びその化合物	14 四塩化炭素	35 鉄及びその化合物	45 非陰イオン界面活性剤
5 セレン及びその化合物	15 1, 4ジオキサン	36 銅及びその化合物	46 フェノール類
6 鉛及びその化合物	16 汎及びトリス-1, 2ジクロロエチル	37 ナトリウム及びその化合物	47 有機物
7 ヒ素及びその化合物	17 シクロロメタン	38 マンガン及びその化合物	48 PH値
8 六価クロム化合物	18 トラクロロエチル	39 塩化物イオン	50 臭気
9 亜硝酸態窒素	19 トリクロロエチル	40 カルシウム、マグネシウム	51 色度
10 シアン化合物及び塩化シアン	20 PFOS・PFOA	41 蒸発残留物	52 濁度

表14 クリプトスポリジウム等検出検査

1 クリプトスポリジウム(オーシスト)
2 ジアルジア(シスト)

表15 クリプトスポリジウム等指標菌検査

1 嫌気性芽胞菌
2 大腸菌

③ 毎日検査項目

色及び濁り並びに消毒の残留効果は、1日1回以上検査します。(表16)

表16 毎日検査

1 色	3 消毒の残留効果
2 濁り	

6. 水質検査の方法及び水質検査の委託

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく告示（平成15年厚生労働省告示第261号）に示された検査方法により行います。それ以外の検査方法は、浄水試験方法によって行います。なお、検査を行う各検体は、水道課職員が各採水地点で採水作業を行った後、水道課事務室で水質検査委託業者へ引渡すこととしており、そこからは委託業者が自ら検査施設へ移送します。水質検査の委託業者は、水道法第20条3の規程による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関としており、毎年度に入札により決定しております。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査については次のような場合に行うこととします。

- (1) 水源の水質の悪化が著しく、水源に異常があると疑われるとき。
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) 浄水処理過程で異常があったとき。
- (4) 大規模な配水管工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、水質基準との適合状況を含め、枝幸町のホームページで公表します。

9. 関係者との連携

本町は、水道水の安全性を確保していくために、河川管理者、関係各課、北海道稚内保健所生活衛生課（北海道宗谷総合振興局保健環境部保健行政室）及び道北地区の水道事業者（日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会等）と連絡調整を行い、水質の保全及び水質の管理に万全を期していきます。

この水質検査計画についてのお問い合わせ先

枝幸町 水道課 上下水道係

〒098-5807 枝幸郡枝幸町本町432番地1

TEL 0163-62-1239 FAX 0163-62-4714